

郡山市水道事業給水条例抜粋

第3章 給水

(給水の原則)

第18条 給水は、災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限若しくは停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第19条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ事業管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(メーターの設置)

第20条 メーターは、給水装置に設置する。ただし、事業管理者が貯水槽水道から給水を受ける水道の使用者ごとに給水量を計量する必要があると認めるときは、給水装置に設置したメーターのほか、受水槽以下の設備に水道の使用者ごとのメーター(以下「子メーター」という。)を設置することができる。

2 メーターを設置する位置は、事業管理者が定める。

(給水量の計量)

第20条の2 給水量はメーターにより計量する。ただし、事業管理者が貯水槽水道から給水を受ける水道の使用者ごとに給水量を計量する必要があると認めるときは、水道使用者等が設置した計量器(別に定める基準に適合しているものに限る。以下「私メーター」という。)により計量することができる。

2 前項の規定にかかわらず、事業管理者がメーター又は私メーターにより計量する必要がないと認めるときは、同項の規定は適用しない。

(メーターの貸与)

第21条 メーターは、市が設置して、水道使用者等に保管させる。

2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等は、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第22条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事業管理者に届け出なければならない。

(1)水道の使用をやめるとき。

(2)メーターの口径又は用途を変更するとき。

(3)消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに事業管理者に届け出なければならない。

(1)水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2)給水装置の所有者に変更があったとき。

(3)消防用として水道を使用したとき。

(4)管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第23条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するとき、事業管理者の指定する職員を立会わせなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 事業管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、水道加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は、メーターの口径の大きさに応じ、1箇月につき次の表の準備料金と水量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

口径	準備料金	水量料金
13mm	1,060円	1 m ³ から20 m ³ まで 1 m ³ につき 93円 20 m ³ を超えるもの 1 m ³ につき 206円 公衆浴場用
20mm	2,870円	
25mm	4,700円	
40mm	14,400円	
50mm	21,300円	1 m ³ から200 m ³ まで 1 m ³ につき 35円 200 m ³ を超えるもの 1 m ³ につき 45円
75mm	53,200円	
100mm	91,000円	
125mm		
150mm	198,000円	
200mm	281,000円	

2 前項の規定にかかわらず、第20条第1項ただし書の規定により子メーターを設置した場合において、事業管理者が定める基準に適合するときは、当該子メーターの口径を13mmとみなして前項の規定を適用する。

3 第20条の2第1項ただし書の規定により私メーターにより計量したときの料金は、水道の使用者ごとに13mmのメーターが設置されているものとみなして、第1項の規定を適用する。

(料金の算定)

第27条 事業管理者は、毎月定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ事業管理者が定めた日をいう。)に計量した使用水量に基づき定例日の属する月分の料金を算定する。

2 前項の規定にかかわらず、事業管理者は、必要があると認めるときは、隔月の定例日に計量した使用水量に基づき計量した日の属する月分及び前月分の料金を算定することができる。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。

3 事業管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、前2項の定例日を変更することができる。

(料金の特例)

第27条の2 事業管理者は、別に定める基準に適合していると認められた集合住宅の料金については、各世帯それぞれのメーターの口径を13mmとみなし、かつ、使用水量を各世帯それぞれ均等とみなし算定することができる。

(使用水量の認定)

第28条 事業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1)メーターに異状があったとき。

(2)使用水量が不明のとき。

第29条 削除

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、事業管理者が別に定める納入通知書による納入又は集金の方法により隔月徴収する。ただし、事業管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第31条 手数料は、次の各号の区分により、設計審査手数料及び工事検査手数料については工事承認の際、各種証明手数料については交付の際、指定給水装置工事事業者指定手数料及び法第25条の3の2第1項の更新に対する指定給水装置工事事業者更新手数料については申請の際にそれぞれ徴収する。

(3)各種証明手数料 1件につき250円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第32条 事業管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例の規定により徴収しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

郡山市水道事業給水条例の
全文はこちらから →

